

# 埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

## Gosetumaishi Gosetumaihime in the Heian Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-09-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 服藤, 早苗 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/404">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/404</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 五節舞師

— 平安時代の五節舞姫 —

服藤 早苗

はじめに

平安時代の年中行事でも、一段と華やかに繰りひろげられたのは、十一月に行われる新嘗祭と大嘗祭の豊明節会に舞う舞姫たちの舞であり、舞姫たちが中丑日に内裏の常寧殿に設営された五節所に夜参入（十世紀以前は子日）する参入儀と舞姫たちの予行演習である帳台試、寅日の天皇の前で行う御前試、卯日の天皇や上層貴族が舞姫に付き従った童女を見る童女御覧、等々の儀式がよりいっそう娯楽的に行われた。『枕草子』や『源氏物語』を始め、多くの物語に描写され、和歌に詠まれている。莫大な費用を要する舞姫献上が割り当てられた貴族層は、日記や儀式書類に詳細に記録している。日本史にとっても、日本文学にとっても、その詳細な構造や変容過程の研究は必要不可欠である。ところが、従来ほとんど研究されてこなかった。<sup>1)</sup>最近、佐藤泰弘氏が五節献上者や儀式の流れを詳細に分析されており、筆者も十世紀から十二世紀に実際に舞った舞姫の実態を、名前や出自がわかる舞姫に限り検討し、以下のことを明らかにした。<sup>2)</sup>①十世紀前半では、舞姫を

献上する公卿は美女を舞姫にしたこと、②十世紀中頃から十一世紀中頃では、公卿層が献上する舞姫は、現存受領層でしかも家人的臣従関係にある下級貴族層の娘たちだったこと、③舞姫は後に内女房に採用される可能性があり期待していたこと、④院政期には、公卿層も含め献上者の親族や近親関係の出自の高い女性が舞姫になったこと、⑤舞姫経験女性は女房だけでなく莫大な禄を獲得できる舞師になる可能性もあり、貴族女性たちは転昇が推察され積極的に舞師になり舞った可能性があること。

小稿は、前稿で課題を提示しておいた舞姫の舞師について検討する。舞師とは、舞姫に舞を教習する教師であるが、舞姫の教習については、後藤紀彦氏の次のような指摘がある。

その番に当たった公卿や国司は舞姫・童女・下仕を進献するには、容姿と歌舞・唱歌が巧みでなくてはならず、その人選に難渋した。平安時代末から鎌倉時代には、舞姫・童女には下級貴族の娘や侍女を充てたようであるが、下仕には多くの場合、江口・神崎の遊女を呼びよせて下見をして選り出されて仕立てた。五節舞は臨時に五節所を設けて練習させたが、こ

の五節所も雅楽寮の楽人が教習したのであり、内教坊との縁は深いものがあった。<sup>44</sup>

下仕に遊女が充てられたことについては、すでに拙著で批判した。<sup>45</sup>五節舞は臨時に五節所を設けて雅楽寮の楽人が教習させたときれる点や内教坊との関係も疑問である。そもそも、舞姫は内教坊の妓女から選ばれた女性ではない。三好清行の「意見封事十二箇条」に「弘仁・承和の二代（嵯峨・仁明の両天皇）は、もつとも内寵を好む。故にあまねく諸家をして、この妓を扱ひ進らしむ。おもへらく選納の便とおもへり」とあるように、九世紀初頭から五節舞姫は貴族の諸家が女子を舞わせたのであり、内教坊の妓女ではなかった。<sup>47</sup>内教坊との関係も検討する必要がある。まずは、舞姫の舞は誰がどのように教習し、さらに、誰がどのように舞師になったのか、史料を提示しつつ検討したい。

#### 一 舞姫の教習と舞師

まずは、舞姫に決まった女性たちがどのように五節舞を習うのか、教習のあり方の史料を見たい。

①長保元年（九九九）十月二日、「藤相公（懐平）告げ送りに云わく、昨、五節を定めらる。殿上生昌、済家、右大将道綱、余（実資）なり」と藤原実資は記しており、舞姫献上者には選ばれた。十一月十六日乙未の記事である。

五節舞姫宅、今日師を迎えしめ習わしむ。雑物を分け遣わす、師の禄は絹三疋、米五石（三石は饗料、二石は従者の禄料）（～）は割注二行以下同じ）、菓子、魚物等なり。

実資の五節舞姫は、二十二日辛丑に「舞姫（備前前守相近女と称

す者なり」とあるから、前備前守源相近宅に「師」を迎えて舞を習わせている。「師禄絹三疋」は教習料として師に与えたのであろう。ここでは、舞師が迎えられて舞が教習されていることがわかる。なお、実資の舞姫は二十二日丑の亥刻（午後十時）に陪従六人・童女二人・下仕四人・上雑仕二人を従えて参入するから、師を迎えて教習するのは六日前である（以上『小右記』）。この年六月十四日に内裏が焼亡しており（『日本紀略』）、一条院内裏だったゆえ、東対を五節所、母屋二間を舞姫が練習に舞う舞殿とし、「塗籠を師曹司とな」（『権記』長保元年十一月二十二日条）している。同じく「師」とあり、実資献上の舞姫を教習したのは舞師だった。

②長保五年（一〇〇三）十月一日、前年参議になった藤原行成三十歳は舞姫献上を命じられた。新任や昇任公卿が任じられる慣例があった。十一月十一日丁酉、次のように記している。

今日、大和守と相語り、舞姫の小師を尚侍殿（藤原綏子）に迎えしむ。（『権記』）

大和守は藤原景斉で、尚侍綏子の父藤原兼家のツマ近江・対の御方の兄弟である。行成は近江と親しい関係にあったので、綏子の殿舎に舞姫と小師を迎え教習させたのであろう。舞姫参入は十五日丑であるから、四日前である。なお、「小師」については後に検討を加えるが、初見史料である。

③寛仁二年（一〇一八）は実資の養子参議資平が舞姫献上者であった。十一月十七日丁亥、実資は次のように記している。

宰相（資平）今夜、五節舞師を迎えんと云々。入夜宰相来たりて云わく、「（中略）、今夜師を迎え、舞を習い、明夕帰るべし」、てえり（『小右記』）

舞姫参入は十九日丑であるから、二日前に、しかも、夜から次の夕方まで一昼夜で教習は終わっている。直前の教習でことたりたのである。「師」「五節舞師」とある。

④万寿二年（一〇二五）は実資が献上者であった。十一月二日、「故好任朝臣女、今夜家において著袈せしむ。五節舞姫となすべきによるなり」とあり、故橋好任女が舞姫だったことがわかる。<sup>88</sup>八日丙戌には次のように記されている。

入夜、車を遣わし小師を迎える、大師の申すに依るなり。先ず菓子等を給う。次に飯菜を給う。今日精進の日なり、菜相交じる味物のみ。

九日丁亥の記事である。

舞師今夜送り遣わしおわんぬ。薰物・白物・絹三疋・綿三屯・米五石を給う。前例は絹三疋・綿二屯なり、しかれども、懇切な要物、その詞恥と異なる、よりて綿一屯を加え給う。また、ことに八木を賜うのみ。家に旧五節有り、よりて日ごろ内々に習わしむ、師を迎える旨の日、ただ昨今と雖も、練習する所、日有るのみ。

実資の宅に来た小師は、大師が申した故であるあり、大師が自身ではなく小師を送って教習させている。夜来て翌日の夜帰っており、一昼夜の教習であった。ただし、実資家にはかつて舞姫を務めた「旧五節」がいたので、日ごろ内々に練習させておいたので昨今（一昼夜）でよかったのだ、とある。旧稿で検討したように、五節舞姫になると天皇付きの女房（内女房）や貴族家の女房にとし出て仕する事が多いゆえに、家女房だったのであろう（以上『小右記』）。舞姫参入は十一日己丑であるから教習したのは三

日前である。

⑤長元五年（一〇三二）十一月二十一日己丑、実資は、「宰相中将五節を献す。経営は下官（実資）の経営の如し」と記している。宰相中将は、娘千古の婿藤原兼頼である。兼頼は道長次妻源明子腹頼宗長男で十九歳、昨年参議になった故の舞姫献上である。実父権大納言頼宗三十九歳は健在であるが、妻方に居住しているゆえに、儀式等の費用は妻の父実資が援助した。<sup>89</sup>十九日丁亥である。

今夜□舞姫（前長門□雅朝臣女）、次いで小師を迎える。先ず菓子、□物（折敷四本）を給う。亦、従女等に食を給う。次に裳代の絹一疋を給う。次いで舞を習わしむ。翌二十日戊子である。

舞姫の小師を返し送る。例禄を給う（三疋・三屯・或いは二屯と記す）返し遣わす。殊に八木五石、几帳帷・畳四枚・火桶等を取り給う。今朝、手洗椽を執らんと欲す。しかるに出納の男、乞い返し給わらず。よりて忿怒きわまりなし。二十一日丑が参入であるから、小師による教習は二日前から前日にかけて一昼夜教習である。禄の絹三疋と綿三屯は同じで、他に八木（米）五石と几帳帷・畳四枚・火桶等を与えている。練習のために作ったので舞師に与えたのであろう（以上『小右記』）。十世紀末から十一世紀前期の実際に舞師が舞姫に舞を教えている史料であるが、十二世紀になってもさほど変わっていない。

⑥寛治五年（一〇九二）十月四日、加賀守藤原為房が五節献上に決定する。十一月十六日庚子の記事である。

今日小師を迎える（名草）。北隣宅において舞姫に調習せしむ。

やはり小師を迎えて舞姫に調習させている。翌十七日丑には、舞姫が参入しており、小師による調習は前日である（以上『為房卿記』）。

⑦大治二年（一一二七）十一月十五日辛丑、権大納言藤原宗忠の舞姫献上であるが、次のように記している。

今朝舞師（小伊與）を侍廊に迎え、舞姫に舞を習わしむ。晩景、帰らしむの間、例禄の外、女房装束皆もつて放ち取りおわんぬ。故実と称す。また、制止せざるなり。大略近年の作法とてえり。

十五日は丑で、「下官の姫暁に参入せしむ」とあり、宗忠の舞姫は暁に参入している。院政期には、夜に童女・傳女房・下仕等を正装させ、大勢の貴族の見守る中参入するのは大変負担を強いるため、規則通り夜参入するのは一組か二組になっており、外は暁に密々に参入する慣例ができていた。この年は、夜参入するのは尾張守長親と越後守政教で、宗忠と権大納言源能俊は暁に参入している。暁に参入したのに、今朝舞師を迎えて舞姫に舞を習わせたのはつじつまが合わないもので、前日のことではないかと思われる。舞の教習は朝から夕方までの時間であった（以上『中右記』）。

⑧長承元年（一一三二）十一月は、新参議藤原宗能の献上である。十一月十九日丙子、宗能の実父宗忠の日記である。

宰相中将（宗能）五節を献す。同所の間偏に沙汰する所なり。夕方小師を侍廊に迎え舞を習わしむなり。共の女官七人扈從。二十日丑 申時（午後二時）ばかりに舞師に例禄を給う。車を以て送りおわんぬ。今夕五節参入す。

舞姫参入の前日の夕方小師を迎え、参入当日の昼過ぎに舞師に例

禄を与え送っている。「小師」も「舞師」とある。なお、前述の⑤では、実資が同居の婿兼頼の舞姫献上を自分の経営のごとく援助していたが、十二世紀になると妻の父ではなく、実父が主体的に経営援助しており、婚姻居住形態の変容が如実にみてとれ注目される（以上『中右記』）。

⑨久安二年（一一四六）十一月は内大臣藤原頼長二十七歳の献上である。十一月十日子、頼長は舞師を迎える。

深更、舞師采女安芸来る。余、烏帽・直衣を着し舞姫を率い相逢う。舞を習わしむ。例禄の外、別に禄長絹三疋を賜う。式部大夫盛憲之を賜う。先例このこと無し。しかれども安芸老衰に及ぶ（八十余）。議者たり、よりて之を優すのみ、例となすべからず。舞教えおわんぬ。暁に及び退出、永久丑日退出、今度早く出す、親隆所行なり、失と謂うべし。

十一日丑が参入なので、前日の深夜から暁までの五・六時間ほどの舞師による教習である。しかも、舞師はなんと八十余歳である。頼長は老衰故に教えられないとはまったく記さず、逆に優遇している。永久三年の忠通が舞姫を献上した吉例と比べると舞師を返すのが早すぎたと、几帳面な頼長は憤慨している。

以上、史料上で舞師による教習が明記されている史料のみを提示した。舞師による舞姫への五節舞教習では、次のようなことがあきらかになる。①舞師は舞姫や舞姫献上者の邸宅まで出向き、教習していること。②舞師には「大師」と「小師」がおりともに「舞師」とよばれ、「小師」が実際に教習している場合が多いこと。③舞師は舞姫参入の六日から前日、あるいは当日の朝方に教習しており、一昼夜程度であったこと。④舞を教えた舞師には禄が支

給されたこと。⑤舞師は、「小伊與」「安芸」等の女房名と思われる名前をもっていること。五節舞は、舞師が一昼夜ほど教習すれば習得できる、簡単な舞であったことが確認できる。たとえば、男性宮廷貴族が選定される御賀舞では、舞人に指名されると半年以上舞師に付いて集中的な舞の特訓を受けねばならず、舞師への教習料や舞装束の調達費用も莫大であったという。御賀舞と比較すると、一昼夜、あるいは五・六時間で習得できる五節舞の簡単さが理解できよう。また、舞師派遣に、雅楽寮も内教坊もいっさい出てこないことも指摘しておきたい。

では、この舞師たちは、どのような者が、どのように任命されるのか、次に検討していきたい。

## 二 舞師の任命と実態

五節舞師の具体的実名も記載される大変興味深い史料は、長徳四年（九九八）十一月四日の『権記』である。

参内す。（中略）、勅して云わく、「良岑氏子を五節師となせ」と。則ち、名簿を給う。名簿に従五位下良岑朝臣氏子（長徳四年十一月三日、宣旨によりその人に仰すと云々）と注す。

行成は右大弁で藏人頭、すなわち頭弁だったゆえに、天皇の勅をうけて宣旨を下す手続きを行ったのである。五節師は宣旨によって決定されること、従五位下の位を持つていたことがうかがえる。

五節舞師が宣旨によって決定されることは、応和四年（九六四）二月二十九日に任命された中臣静子の例がある。

内教坊頭預 中臣静子（応和四年二月二十九日 別当奏補す。五節師は内侍宣を以て、本人及び内侍所に仰せらる。旧舞姫

を以て師と為す）。〔西宮記〕臨時一 臨時雜宣旨

中臣静子が「内教坊頭預」に別当の奏上により任命され、内侍宣で本人及び内侍所に仰せ下されている。旧舞姫が五節師である。

内教坊は、唐において開元二年（七一四）に新内教坊が設置されたのを模して、八世紀初頭元正朝に雅楽寮付属機関として設置された令外の官で、本来は渤海等の外国使節の賜宴を彩る女楽として設置されたとする説や、渡来系の女性たちを中心に渡来系の集団踏踏である踏歌を教習するために設置されたとする説がある。八世紀後半になると内教坊は当初の渡来系妓女から我が国出身の妓女となり、平安時代になると踏歌のみならず女楽を掌る一奏楽機関として独立した。女性による謡と舞を指導教授するようになり、平安前期には女性の頭を、中期には男子の別当を筆頭とした体制が確立した。妓女は、正月の白馬節会・内宴・九月九日菊花宴などで雅楽を中心とした奏楽の歌舞を行ったが、内宴は長元七年（一〇三四）以後中絶し、保元三年（一一五八）に再興され翌年も行われたが以後廃絶する。白馬節会での妓女舞も十一世紀末には廃絶する。つまり、内教坊は十一世紀以降しだいに衰退するのである。

五節舞の舞師は、本来雅楽寮にいた。斉衡二年（八五五）八月二十一日、雅楽寮所属の五節舞師を停止する太政官符が出た。しかし、同年十二月二十一日には改めて五節舞師を置くように規定されており（以上『類従三代格』）、九世紀の段階では五節舞師は雅楽寮所属だった。いっぽう、『伊呂波字類抄』には、「五節舞師（文徳御宇、斉衡三年丙子、之を始む。寛平御時、舞姫公卿進るべき由宣下さる）」とあり、翌斉衡三年のこととされている。『伊呂波

字類抄』の五節舞師は、割注からみて間違いなく新嘗祭に舞う五節舞姫を教習する舞師であり、斉衡三年のは、雅楽寮に置かれた舞師とは別に内教坊に置かれた五節舞師ではないかと思われる<sup>15</sup>。いずれにしても、中臣静子は、内教坊頭預の職名で五節舞師になったこと、「旧舞姫」、すなわち舞姫経験者だったこと、官旨で任命されたことが判明する。

前述の良岑氏子に戻ると、長元七年（一〇三四）十一月十六日壬寅にも出てくる。参議右大弁源経頼五十九歳は『左経記』に次のように記している。

或る者云わく、「昨夜五節参内の間、降雨により、或いは人に負われ、或いは他の門より入る」と云々。舞師氏子日来病悩、よりて孫女をもつて代官と為し参らしむと云々。

舞師の官旨を獲得して三十四年間、良岑氏子は舞師だったことが判明する。さらに、十一月二十一日丁未の記事である。

昨日頭権弁語りて云わく、「五節舞師病により孫女を参らしむと云わく、『御前試の夜参上の間、未だ官旨を奉らざるにより制止し上らせず』。しかるに或る者云わく、『帳台試の夜代官となり参候す。主上ならびに関白密かに彼の宿所に御す。すでに咎の仰せを被ること無し。是れ天許有るか』、てえれば、参上せしめおわんぬ」、てえり。

清涼殿で行われる寅日の御前試の日に、舞師として五節所に参上した孫女に、未だ官旨を被っていないではないか、と清涼殿殿上に上らせない措置を執る者がいたが、前日の丑日の帳台試ですでに後一条天皇も関白頼通も許可したのであるから良いとの結論になり、参上している。なお、丑日の夜中に行われる帳台試では、

舞師の席に天皇や関白がやってきて同席して舞姫の練習を覧るが、この帳台試に関しては後述する。舞師の職が祖母から孫に継承され、それを天皇も関白も承認したのである。

長徳四年の良岑氏子任命には官旨が出されたが、「五節師」と名簿に書かれただけであった。このたびも同様な官旨が出たのであろうが、では、中臣静子のように内教坊頭預だったのであろうか。すでに内教坊とは直接関わりなくなっていたと推察される。なぜなら、中臣静子の場合は「別当奏補」であり内教坊の男性別当が実際的には奏して補任されていた。しかし、良岑氏子は、頭弁行成が勅を承け、官旨によりその人（良岑氏子）に仰せることになっていた。また孫女への実質的な継承も天皇と関白の暗黙の合意の上での任命であり内教坊別当の関与はまったく記されていない。また、内教坊の女樂は雅楽であるが、五節舞は日本固有の歌謡である大歌が奏された<sup>16</sup>。また、内教坊妓女が舞う内宴は十一世紀中期には中絶していた。

たしかに、『源氏物語』末摘花では、末摘花の女房たちの古めかしさを、「さすがに櫛をし垂れて挿したるひたいつき、内教坊、内侍所のほどに、かかるものどもあるはや、とおかし」とあり、脚注では（新日本古典文学大系本）、「ざり落ちそうになっても、櫛を前下がりにさしている額つき。宮中で陪膳に奉仕する女房と同じように、古式どおりに髪を上げて櫛をさす。これも古さを頑固に守っている不体裁」で内侍所や内教坊の「古式を守る役所の老女官を連想」と描写されている。内教坊はすでに老女官の巢窟であり、若い妓女の居る場所と認識されていないかった。舞師は内教坊所属ではなく蔵人所が直接官旨をくだすようになっていたので

はなかるうか。十二世紀なつて内教坊が廢絶しても舞師は継続されていることも証となるう。

ところで、舞師中臣静子は「旧舞姫」とあつた。つまり、舞師は舞姫経験者が選ばれるのである。とすると、良岑氏は、永祚元年（九八九）十一月に藤原実資が献上した際の舞姫ではないかと推察される。十一月十二日己丑、実資は次のように記している。

戊おわりに五節を参らしむ。まず、自らの車を遣わし、舞姫を迎え取らしむ（中務少輔遠高女なり）。金作車一両・檳榔毛車五両・蓮張二両、陪従女十人・童女二人・下仕四人・樋洗・上雑仕等なり。

良岑遠高は、史料上では従五位上相当の中務少輔が最高官職の現役下級貴族である（『平安人名辞典』長保二年）。良岑氏子と同じ良岑姓である。さらに、実資はこの舞師良岑氏子に便宜を図っている。万寿二年の実資献上では（前掲史料②）、様々な物を与えていた。万寿二年十一月八日丙戌、「五節大師、昨日要物の消息有り。前例無きと雖も、今日、桑糸三疋を送る。（中略）、入夜、車を遣わし小師を迎える。大師の申すによるなり」と絹三疋を送っており、小師を送ってきたのは大師の進言によつてであつた。翌日九日に、舞師の詞によつて多くの物を与えたことは前述した。十二日庚寅には、「菓子を交えた二櫃を大師の許に送る」と大師に菓子を送り、十四日壬辰、「大師の前ならびに祿、大納言頼宗、勞送す」と大師の膳が頼宗から実資分として送られている。舞師は舞姫経験者が任じられること、良岑と姓が同じであること、等から勘案して可能性が高いと思われる。

以上の推察にさほど無理が無く、良岑氏子が実資の献上した舞

姫だとすると、病気で孫女に譲つた長元七年まで四十五年間になり、舞姫に教えるには年を取り過ぎてはいないかとも推察される。裳着後の十五六歳で舞姫を経験したとしても六十歳以上になしかながら、前述の⑨久安二年の頼長献上での「舞師采女安芸は「老衰」で「八十余」歳であり、豊饒として舞姫に舞を教えていた。良岑氏子の六十歳前後もけつして不合理ではない。

また、永久元年（一一一三）十一月十日、藤原忠実は、「五節会舞師去年死去しおわんぬ。よりて其の代、沙汰有るかへしかるべき者を聞かず」と『殿暦』に記している。五節舞師は死去するまで終身職だつたことが判明する。この後、誰が舞師に任命されたのか具体的にわからないが、この年も翌年も別段問題なく五節舞姫献上がなされているので、五節舞師が正式に任命されたのだと思われる。舞師安芸が八十歳だつたことも、終身職の根拠の一つになるう。

五節舞師は、平安時代初頭は雅楽寮に存在したが、それとは別に新嘗祭の五節舞を教える舞師は、九世紀中期に内教坊に置かれたが、しだいに内教坊が関与しなくなった。舞師は五節舞姫経験者が任命され、病氣や死去により新しい舞師が任命される終身職であつた。では、舞師の大師と小師はどのような関係であろうか。次に大師と小師を検討したい。

### 三 舞師の大師・小師

大師が出てくる初見史料は、永祚元年（九八九）十一月十四日辛卯、実資が舞姫を献上した年の次の史料である。

修理大夫（懷平）今夕大師の前物等を送る（絹六疋・綿三疋



を相加うと云々。〔小右記〕

実資の實の兄弟懐平が実資の代わりに大師に贖物を送った記事である。卯日であるから、童女御覽が行われる五節期間中である。小師は、前述の②長保五年（一〇〇三）の行成の舞姫献上記事であり、小師を迎えていた。

大師と小師がともに出てくるのは、万寿二年（一〇二五）実資の舞姫献上である④。十一月八日には大師の申し出によって小師を迎えて舞姫に教習させたことが説明されており、小師を舞師ともよんでいた。十二日寅には五節所の大師の許に菓子等を送り、十四日辰には大納言頼宗が大師の前物と禄を実資の代わりに送っている。

長元四年（一〇三二）は参議源経頼が献上した。十一月十四日丁亥には「舞師の宿所に敷く晝七枚を送る。几帳一基・手洗椽等、隨身せしむ。又、掛一重、袴一具、焼物・日物各少々、扇一枚、同じく之を給う」とある。これは、五節参入前の記事であるから、舞姫に教習させるための舞師の調度である。さらに、十九日辰には「舞師以下等、禄・屯食を給わるに差有り。舞師絹六疋、綿代の信濃六段、前料の絹十疋。小師、絹二疋、綿代の信濃四段」と、最後の豊明節会終了後に五節に関係した人々や諸司に禄や大破子を給う記事の筆頭に舞師と小師が書かれている。以後、「国司・理髪・琴師・拍子・今良三人・御門守二人・小歌・藏人所小舎人・髮上」に等差による禄が、「六府陣・小歌所・掃部・主殿・内侍所・玄輝門・朔平門・化徳門・滝口陣・腋陣・中宮庁等」には大破子一荷が分給されている。経頼の舞姫や傳女房・童女・下仕ではなく、朝廷の五節所や五節舞にかかわる関係者への給付物である。

煩雑になるので具体的内容は記さないが、禄は舞師が一番多く、次いで小師となっている。

舞師が大師にあたるのであろう。「今良三人・御門守二人」と人数が記されているので、舞師も小師も一名ずつである。小師も五節舞に際しては参内し何らかの職務を果たした可能性もある。禄については次章で検討したい。

⑤の長元五年（一〇三三）、実資婿兼頼献上では、十九日丁亥に小師が迎えられ舞を習った。二十四日壬辰、豊明節会が終了した後、「舞師前事、今朝東宮大夫（頼宗）示し送る。よりて前物代米五石・絹一疋（敷料）・絹六疋・綿三屯を送らしむ」と婿兼頼の実父頼宗の要請で「舞師前物」を送っている。ここでも舞師が大師にあたろう。

⑥寛治五年（一〇九二）十一月十六日庚子には、為房は小師名草を迎えて舞姫に調習させていた。十七日辛丑には、「所々の禄、大師等の送物、一帖を書き、五節櫃に入れおわんぬ」とある送物の対象は大師である。小師は舞姫教習、大師は朝廷での五節所役割の差がうかがえる。⑦大治二年（一一二七）十一月十五日辛丑に、宗忠は舞師小伊與に舞姫教習をさせ、例禄と設営装束を放ち取らせている。⑧長承元年（一一三二）十一月十九日、宗能は小師に教習させ、翌日例禄を与え車で送っている。⑨久安二年（一一四六）十一月十日、八十余歳の舞師采女安芸が頼長邸に来て舞姫を教習し例禄のみならず長絹三疋を得ていた。

以上、舞師には大師と小師が各一名ずつおり両方とも舞師と呼ばれていたが、小師の方が舞姫献上者宅や関係者宅に出かけ舞を教習している記事が多い。大師は、丑日の舞姫参入から始まる五

節期間、とりわけ最後の辰日の後、舞姫献上者から前物等の多くの禄が与えられていた。

⑩保元二年(一一五七)十一月、平信範は右大臣藤原基実十五歳の舞姫献上を家司として担当しており、詳細な記事を『兵範記』に遺している。十二日戌である。

今日五節舞姫小師、例により召し居えらる。上客料理廊をその候所となす。季長仰せを奉り、雑具を鋪設せしむ。兼日沙汰す。相設らるる所なり。

伊予簾三間(注略)

畳十枚(注略)

几帳一本(注略) 燈台一本(注略)

絵火桶一口(注略) 炭取一口(注略)

手筈一合(注略)

私筥、椽手洗、唐紙屏風一帖(注略)

菅円座一枚(舞姫座料)

件の鋪設雑事、且つ永久例に存じ、調儲される所なり

晩頭、車を迎え遣わす(注略)、すなわち参入す(件の小師内侍所の女史、字大宮なり。大師美作前内侍により、与奪し奉仕と云々)

小師料、高坏二本(二種物、美麗に調備す)

陪従四人(二人高坏物各一本、女房料と称す。二人折敷物、

□□女官)

(以下脱落有り)

後の文が脱落しており、明確に小師が舞姫に舞を調習した文言がないので舞師による教習史料として取らなかつたが、間違いなく

小師が来て舞姫に舞を教える為に設営がなされ、晩頭に小師がやってきた場面である。小師は内侍所の女史、字は大宮、とある。大師の美作前内侍が「与奪し奉仕す」との意味が取りにくいのが、大師が出てくるので、大師によって(小師に教習の許可が)与えられ奉仕した、と考えて良いと思われる。十五日丑には、「舞姫小師、今朝東三条殿を退出しおわんぬ。曹局鋪設雑具、しかしながら運び取りおわんぬ。」と舞姫の小師が帰され、教習の為に用意した装束調度類はすべて小師に与えられている。十五日丑には、「大師饗餞、今夜より政所調え送る」とあり、大師は舞姫参入の日に五節所に入っている。

前述検討の史料等も勘案すると、舞師の小師は、各舞姫のもとを訪れ、舞を教習する役割だったとして良からう。④では、小師に「先ず菓子等を給う。次に飯菜等を給う。今日精進の日なり、菜相交じる味ののみ」とあり、⑤でも「先ず菓子、□物(折敷四本)を給う。亦、従女等に食を給う。次に裳代の絹一疋を給う」とあり、その後、舞を習わせている。⑩では、「小師料、高坏二本(二種物、美麗に調備す) 陪従四人(二人高坏物各一本、女房料と称す。二人折敷物、□□女官)」とあった。舞姫献上者宅へ小師がやってくると、小師のみならず従女たちにもまず食事を出し、その後教習させている。

教習が終わると小師に教習料として禄が与えられる。①は「師禄絹三疋、米五石(二石は従者の禄料)(注略)菓子、魚等」、④「薫物・白物・絹三疋・綿三屯・米五石を給う。前例は絹三疋・綿二屯なり、しかれども、懇切な要物、その詞恥と異なる、よりて綿一屯を加え給い、また、ことに八木を賜うのみ」、⑤「舞姫、

小師を返し送る。例禄を給う（三疋・三屯・或いは二屯と記す）返し遣わす。殊に八木五石、几帳帷・畳四枚・火桶等を取り給う。今朝、手洗椽を執らんと欲す。しかるに出納の男、乞い返し給らず。よりに忿怒きわまりなし」とあった。さらに⑦では「例禄の外、女房装束皆もって放ち取りおわんぬ。故実と称す。また、制止せざるなり。大略近年の作法」とあった。小師の教習料としての例禄は、絹三疋・綿二屯と米五石のようであり、それに実情に応じて上乘せされている。さらに、教習のために用意された几帳帷・畳・火桶・手洗椽など以外にも⑩にある伊予簾・私篋（いわゆる便器）・菅円座等、すべて小師にあたえられることが、十一世紀から慣例となつていことは、⑤の実資家出納男に手洗椽を与えたので小師が忿怒したことからもうかがえる。長元四年（一〇三二）十一月十四日亥の「舞師の宿所に敷く畳七枚を送る。几帳一基・手洗椽等、隨身せしむ。又、掛一重、袴一具、焼物・日物各少々、扇一枚、同じく之を給う」とあるのも同様である。小師たちにとって、貴族が用意した一級品の家具や調度品を入手できることは、大変貴重な収入だったと思われる。

大師は、十一月中丑日の舞姫参入以前に五節所に入り、丑日深夜の帳台試や寅日の御前試に舞師として臨み、最後の辰日の豊明節会までいる。⑩が参考にした、永久三年（一一一五）十一月内大臣藤原忠通の舞姫献上を家司が書き留めた『類聚雜要抄』には、舞姫をはじめ関係者への禄や設営装束が詳細に記されている。大師への禄法である。

八丈絹五疋 綿十屯（屯別六両） 凡絹百疋  
米三十石 椽一口 手洗一口

火桶□口 畳五畳（高麗二帖、紫三帖） 朝干飯（代五十疋）  
菓子百合 絵折櫃菓子二十合 絵大外居菓子三合  
三カ日別饗三前  
小師への禄法は次のようにある。

樹二両 袴一腰 裳一腰  
八丈絹二疋（但宮内卿度加う） 六丈絹一疋（下簾代） 綿五屯（屯別十両）  
手巾料六丈布一端 凡絹三十疋 几帳一本  
紙屏風二帖 高坏一本 火桶一口  
椽一口 手洗一口 火櫃一口  
畳九帖（高麗二帖、紫七帖） 燈台一本  
手篋一合（在納物、硯一面、小刀一、筆四管、粉盤一、畳紙一帖（白物を加う）、薰物一裏、油綿紙二帖、花一帖、糸二絢）  
米二十石

小師の禄法には、先に見た教習の際の装束調度類も入っているようである。教習の調度や裳料を除くと、小師への禄は、凡絹三十疋、米二十石であり、大師も同様に五節所で必要な調度品を除くと、凡絹百疋・米三十石となる。十一世紀よりはるかに多くなり、また大師の方が多く賜与されている。

また、『類聚雜要抄』には「一饗」として、丑日・寅日・卯日・辰日の各料が記されるが、辰日に

大師料（十二本、土高坏折敷有り、副物五十疋、朝干飯）  
とある。小師の饗料は記載がない。実際にも大師には五節期間中に饗が送られている。長和三年（一〇四二）十一月二十二日甲辰、「朝餉を新中納言（頼宗）五節所に送る。師前物、絹六疋、綿六屯、

絹に裹む」と実資が頼宗の五節所に送っている(『小右記』)。饗餞の分担者は決まっているので、その費用として送ったのだと思われる。④万寿二年(一〇二五)十一月十二日庚寅には、「交葉子二櫃を大師の許に送らしむ」「朝干飯を大師の許に遣わすべき由を仰す」と饗が送られている(『小右記』)。十四日辰の朝干飯はすでに記した。⑨保元二年(一一五七)十一月十五日丑では「大師饗餞、今夜より政所調え送る」(『兵範記』)と饗餞が送られている。

なお、以上の大師への禄や饗餞料、小師への教習料や禄は、各舞姫献上者から送られると推察されるのは、⑥で受領として献上した為房も五節期間中に大師に送物をしており、大臣や公卿層のみならず、受領層も送っている故である。大師と小師は、新嘗祭で四人分、大嘗祭で五人分の禄や他の給物収入があったことになる。当時の舞姫経験者としての下級貴族や官人層出身の女性にとっては、大変重要な収入であり、有利な職だったと推察される。大師は五節期間中朝廷内で職務を果たし、小師は舞姫を教習する役割を分担していた。また、⑩の大師の美作前内侍が小師内侍所女史大宮に小師として奉仕させたことからして、大師は小師を任命する権限を持ち、舞姫経験者の親族等を小師に指名し、自身の後継者にしたのではなからうか。良岑氏が大師、孫女が小師だったと推察するのである。⑨で頼長邸に來た舞師安芸は八十余歳だった。大師も分担して各舞姫宅を訪れ、舞を教習させたのかもしれない。なぜなら、舞姫は新嘗祭四人、大嘗祭五人であり、大師と小師が手分けして教習しなければ無理なように思われる。

#### 四 五節中の舞師の役割

では、五節期間中に舞師はどのような役割を果たすのであろうか。『年中行事御障子文』では、十一月中子日に

同日夜、五節舞姫調習の事

とあり、『政事要略』二十六、年中行事十一月二、「同(中子)日夜五節舞姫調習事」に「入夜、舞姫常寧殿において調習」とある。本来、五節舞姫は子日の夜、五節所が設営された常寧殿に参入し舞の調習を行う規定だった。『小野宮年中行事』も同様である。

ところが『西宮記』恒例第三、十一月には、「丑日、常寧殿において五節試の事」とあり、「五節参内、前例は子夜、或いは参入」とあり、五節舞姫参入が子日から丑日に変化したことが推察される。また、寛弘八年(一〇一一)頃大枠が成立したとされる藤原行成著『新撰年中行事』下十一月「同日(中子)夜、五節舞姫調習事(丑日又同じ、昔この日参入、近代は丑の日参入、ただし大歌は参入と云々)」とある。十世紀後期に源高明によって著された原撰本『西宮記』は、源経頼によって割注も含めて本文を大幅に修訂されているとされるから、行成の生きた十一世紀前後から丑日に参入するようになったとする方が実態に近そうである。

じじつ、天慶八年(九四五)十一月十九日壬子、「家の出す五節妓参入す。他の家参入せしめず」(『真信公記抄』)と忠平献上の舞姫は参入しており、十世紀には他にも子日参入例が多い。ところが、天慶元年(九三八)十一月二十二日乙丑、「今年の五節、殿上中宮各一人、太政大臣(忠平)、中納言藤原実頼卿、同じく之を奉らるること有り(中略)今夜且つ三人参入す」(『本朝世紀』)

と十世紀中頃には丑日の夜参入する例もみられ、子日と丑日が混在しているが、十一世紀以降は子日がわずかにのこるもの、ほとんど丑日になる。

五節舞姫たちが参入する五節所は常寧殿に設営された。十二世紀初頭に成立したとされる『雲図抄』「十一月五節事」の図では、中央の馬道の北から西に三間奥行き一間が「師局三間」で、中央西に帳台試の舞殿、各五節所は、中央東の南東が上臈公卿、中央西の南西が下臈公卿、北西が受領上臈、中央東の北東が受領下臈とある。長保元年（九九九）十一月二十二日辛丑の五節所について、『権記』は次のように記している。

参内す。五節舞姫等参る。帳台試なり。東対の南母屋二間ならびに東西の庇等の部隔子を右大将（道綱）五節所、同対の良（北東）を太皇太后宮大夫（実資）五節所、母屋二間を舞殿となす。ならびに塗籠を師の曹司となす。西対の塗籠の南を済家朝臣五節所、北（塗籠の北なり）を生昌朝臣五節所となす。

この年六月十四日内裏が焼亡し、一条院内裏だったことは前述した。舞師の曹司は塗籠に儲けられている。舞師の曹司は中央の上にあり舞姫たちを見渡せる場所にあり、丑日の夜、この舞殿で最初の一堂に会した教習が行われた。帳台試である。

帳台試に大きな変化が起こるのは、永観二年（九八四）である。この年八月、円融天皇が讓位し、十月花山天皇が即位式をあげた。以下は、蔵人頭であった実資の『小右記』である。十一月十八日甲子、「入夜参内す。宿に候ず。殿上五節参入す。景舒女なり。自余は不参」、十九日乙丑、「昨今、内の御物忌なり。三所の五節参

入す。主上常寧殿に御し、密々御覧。御物忌により諷誦を修さる。御出の事はなほだ以て強いるなり、如何」。花山天皇が御物忌にもかかわらず、密かに常寧殿に行き、帳台試を御覧になったのである。翌二十日丙寅には、「今夜五節御前試なり。御装束例の如し。亥刻五節参上（以下欠文）」と清涼殿の御前試は予定通り行われている。二十一日丁卯には、「今夜主上、密々常寧殿辺りに御す。未だ聞かざる事なり。如何、如何」と、卯日には五節舞姫たちの宿所でもある常寧殿に行つて覗いたというのである。管見の限りでは、帳台試への天皇出御はこの史料が初見である。また、別稿で詳細に検討する予定であるが、卯日の童女御覧はまだ定着していなかった。

「五節は二十日にまいる」との書き出しで、五節舞姫への同情を書いたのは紫式部である。寛弘五年（一〇〇八）十一月二十日丁丑であった。侍従宰相実成・宰相右中将兼隆・尾張守中清・丹波守高階業遠の舞姫参上の様子を描写し、「こなたに、上（一条天皇）もわたらせ給て御覧す。殿（道長）もしのびて遣戸より北におはしませば、心にまかせたらずうるさし」と一条天皇と道長が、やつてきて舞姫参上を「しのびて」密かに覧ている。「こなた」とは、一条院内裏の中宮彰子の殿舎となっていた東北対である。「東北門で車を下り、庭道の上を歩いて、東対の五節所に参入したのを、紫式部は、中宮の御在所たる東北対の細殿において観察し、一条天皇も左大臣道長も東北対に渡つてきて舞姫たちの参入を見物されたものとおもわれる」とされている。一条天皇が覧たのは舞姫参入であり、帳台試とは記されていない。

ところが、寛弘七年（一〇一〇）十一月十三日戊子、左大臣道

長は次のように記している。

五節等参入す。左衛門督（頼通）五節参る。東北の陣より参る。主上、宮御方（彰子）に渡り覧たまう。人々能く思う。帳台に御すにより御共に候す。子時（午前0時）おわりぬ。（『御堂関白記』）

この時は枇杷殿内裏だったが、同じように東北門から舞姫が参入したのである。一条天皇は中宮彰子殿舎で参入を覧て、その後、常寧殿の帳台に入り帳台試を道長と一緒に見ている。花山天皇に続き、一条天皇も帳台試を覧たのである。

寛仁元年（一〇一七）十一月十九日癸丑、道長は、「入夜大内に参る。舞殿に御出す。東宮（敦良親王）同じく候す。事おわりて退出す」と記している（『御堂関白記』）。実資は翌二十日に次のように記す。「源中納言（経房）云わく、去る夜、大殿（道長）内に参り給い舞殿に坐す。主上（後一条天皇）・東宮同じく覧る。東宮御坐、未だ聞かざることなり」（『小右記』）。実資は東宮まで常寧殿の舞殿に行つて帳台試を御覧になったのは前代未聞であると驚いている。ただし、天皇と道長に関しては批判していないので、常寧殿の帳台試を天皇や摂政・関白などが覧ることが次第に定着しつつあったと推察される。

さらに、源経頼は、十九日に大変注目すべきことを記している。入夜帰りて参内す。五節舞姫等舞殿において舞う。主上ならびに東宮舞殿（姬カ）の師の宿所に出御し、舞殿（姬カ）を御覧す（前摂政（道長）ならびに摂政（頼通）・左大将（教通）・新中納言御共し参らしめ給う。女房かねてこの所に候す。御出の間、御ならびに東宮、人々、物を奉る）。事おわりて還

御す。（『左経記』）

後一条天皇・東宮敦良親王の二人は、「師の宿所」に入つて覧ているのである。舞師の宿所で天皇や東宮が覧たことが実際に記される史料はこれが初見である。

治安二年（一〇二二）十一月十一日丁丑である。

事おわりて北陣に向かう。五節舞姫等参入す（割註略）。おわりて、主上師の宿所に御す。丑に及び事おわりて退下す。次に還御す、余退出す。（『左経記』）

この年は後一条天皇のみしか記載がないが、やはり「師の宿所」に御し、丑時（午前二時）まで、帳台試を覧ている。すでに、天皇による帳台試御覧が定着しつつあったことがうかがえる。

儀式書では『西宮記』恒例第三、十一月「丑日、常寧殿において試五節の事」の割注に次のように記されている。

師は北塗籠北戸内に在り。殿四面に便に従い五節宿所を点定す。或いは主上、師の宿所に御す。行事蔵人は塗籠の東と前に立ち、女房の出入りを禁す。

天皇は舞師の宿所に御すとある。前述の『西宮記』の修訂時期や実際の史料から勘案して、常寧殿の五節所において舞姫参入の中丑日の夜に行われる最初の教習である帳台試を天皇や関白等が覧るのは、花山天皇を嚆矢とし、一条天皇、さらに後一条天皇時代以降に定着していくものと推察される。天皇御覧が後に始まったから、常寧殿の五節所に天皇の御座所は設営されておらず、舞師の席に天皇や関白、あるいは東宮の御座が設営されたと推察される。舞師と天皇との同席である。

中丑日に常寧殿五節所に参入し、舞師の指導で帳台試を行った

舞姫たちは、翌中寅日には、天皇の清涼殿に行き御前試を行う。これも『年中行事御障子文』にはない。御前試の初見史料は管見の限りでは、延喜二十年（九二〇）である。行成が長保元年（九九九）十一月二十三日に記している。

今夜御前試なり。生昌の舞姫にわかには煩い有りて障りを申す。延喜二十年、天慶五年の例に依りて三人舞う。御歌、仰せを待たず早く戻る。違失と謂うべし。（『権記』）

延喜二十年と天慶五年に三人で御前試を舞った、とある。『江家次第』巻第十、十一月五節御前試事に「（延喜）二十年、二十（十カ）五日、（一人煩い有りて参上せず）天慶五年十一月、殿上舞姫忽ち病により不参、忠幹女なり」とある。延喜二十年は、十五日が寅であり、十五日のことであろう。さらに、『貞信公記抄』天慶二年（九三九）十一月二十三日庚寅である。

藏人信明仰せを蒙り来たりて云わく、五節妓異常に遅参の事なり。亦仰す、参入前後御前に行列せしむるはいかん。

寅日に御前に行列させている。忠平が「御前」と記す以上、朱雀天皇である。次は天曆三年（九四九）十一月十五日甲寅、「今夜五節試なり。而るに中宮（穩子）御悩により停止」（『日本紀略』）とあり、寅日に「五節試」が中宮穩子の病気により停止されており、恒例行事化していたようである。以後、史料が多くなる。

儀式書では、丑日の帳台試は記載されていなかった『小野宮年中行事』十一月に、「同日（中寅）夜、試五節舞事」とあり、御前試は記載されている。『新撰年中行事』にも、「同夜（中寅）、試五節舞事（御前試なり）」とあり、十一世紀には儀式書に書かれる。

以上の実際の史料や儀式書からして、中寅日の清涼殿御前試は、

十世紀初頭から始まり、十世紀後期には定着したと推察される。じつは、この御前試においても舞師は清涼殿に座が設けられる。『西宮記』の「寅日夜、御前試有り」には、孫庇に設けられた舞姫座の南に円座を敷き「師座となす」とある。『雲図抄』にも清涼殿の舞姫たちの屏風内の一番南に「大師座」とある。

長曆三年（一〇三九）十一月十五日壬寅、大変興味深い記事がある。

是より先、舞師参上す。御前に着かず。疑うらくは仰せらるると雖も、なお御屏風の外に在り。もしくは恥気あるか、不便の事なり。（『春記』）

この年六月二十七日に七度目の内裏焼亡があり、京極院内裏での五節である。屏風内に入ると天皇と御簾を隔てて接近するゆえであるうか。興味深い記事であるが紙数もつきたので別稿で詳細に検討したい。

なお、前述の『新撰年中行事』に、大歌は子の日に参入とあった。後藤氏は五節舞姫の調習は雅楽寮の内教坊が行うとされたが、調習は舞師であり大歌所が演奏をした。大歌の楽人は大歌所作成の名簿に基づいて諸機関から集められ、十月二十一日から正月十六日まで勤務することになっており演奏のみである。これも別稿に譲る。

### おわりに

新嘗祭・大嘗祭の五節舞姫を調習する舞師について検討した。舞師は大師と小師の二人おり、主として小師は事前に舞姫献上者宅でに舞を教習し、大師は五節所の師局で全体的な舞の統括や教

五節舞師

習をすること、舞師は舞姫経験者が任命され、終身職で大師が小師を任命し継承されたこと、各莫大な禄や膳物が与えられたこと、丑日常寧殿の帳台試に花山天皇頃から天皇が参入するようになり、一条天皇・後一条天皇時代に定着したこと、舞師は寅日の清涼殿の御前試にも師座があり参入したこと、等が明らかになった。しかし、帳台試・御前試だけでも多くの興味深い史料が多い。今後により詳細に検討し、五節の一連の行事は天皇を始め男性貴族たちの娯楽だったことを論証する所存である。

注

- \*1 服藤早苗「五節舞姫の成立と変容」(『歴史学研究』六六七、一九九五年後、同著『平安王朝社会のジェンダー』校倉書房、二〇〇五年所収)。遠藤基郎「五節舞姫献上・春日祭使の経営と諸国諸課」(同『中世王権と王朝儀礼』東京大学出版会、二〇〇八年)。
- \*2 佐藤泰弘「五節舞姫の参入」(『甲南大学紀要 文学編』一五九、二〇〇八年)。
- \*3 服藤早苗「平安朝の五節舞姫」(『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』一一、二〇一一年)。
- \*4 後藤紀彦「遊女と朝廷貴族」(網野善彦・後藤紀彦編『週刊朝日百科 日本の歴史3 中世I—③ 遊女・傀儡・白拍子』朝日新聞社、一九八六年)。
- \*5 服藤早苗「古代・中世の芸能と買売春〜遊行女婦から傾城へ」明石書店、二〇一二年。
- \*6 「意見封事十二箇条」(『日本思想大系 古代政治社会思想』岩波書店、一九七九年)
- \*7 拙稿注1。

- \*8 拙稿注3
- \*9 服藤早苗「平安貴族の婚姻と家・生活」(『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』五、二〇〇五年)。
- \*10 豊永聡美「中世王権と舞楽」(小林健二編『中世の芸能と文芸』竹林舎、二〇一二年)。
- \*11 黒板伸夫「藤原行成」吉川弘文館、一九九四年。
- \*12 林屋辰三郎「中世芸能史の研究」岩波書店、一九六〇年。滝川政次郎「遊行女婦・遊女・傀儡女」至文堂、一九六五年。
- \*13 荻美津夫「日本古代音楽史論」吉川弘文館、一九七七年。鈴木規子「内教坊の成立過程について」(『皇學館史学』二、一九八七年)。文殊正子「歌女とその周辺」(園田香融編『日本古代社会の史的展開』塙書房、一九九九年)。
- \*14 注12、13論文参照。
- \*15 注1の拙稿では、雅楽寮で廃止され四ヶ月後に再置された五節舞師を新嘗祭の五節舞姫の舞師と考えたが、訂正したい。
- \*16 永田和也「大歌所について」(『國學院雑誌』九十一—二、一九九〇年)。
- \*17 実質の舞姫献上に際して費用を親族や家人的受領層に分配したことは拙著『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年で検討した。また、遠藤基郎注1著書参照。
- \*18 甲田利雄「年中行事御障子文注解」(株)続群書類従完成会、一九七六年。
- \*19 西本昌弘編「新撰年中行事」八木書店、二〇一〇年。
- \*20 所功「平安朝儀式書成立史の研究」国書刊行会、一九八五年。同「解題」(『神道大系 朝儀祭祀編二 西宮記』神道大系編纂会、一九九三年)。
- \*21 尊経閣善本影印集成「雲図抄」八木書店、二〇一二年。
- \*22 萩谷朴「紫式部日記全注釈」角川書店、一九七三年。
- \*23 前掲注16参照。



Gosetumaishi  
Gosetumaihome in the Heian Period

FUKUTO, Sanae

(110)

---

キーワード：五節舞姫、新嘗祭、舞師  
Key words : the gosetumaihome, the niinamesai, the maishi